

国土審議会関係法令

1. 国土交通省設置法（平成11年7月16日法律第100号） 抜粋

（組織）

第八条 国土審議会は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

- | | |
|-----------------------|-------|
| 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 | 六人 |
| 二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 | 四人 |
| 三 学識経験を有する者 | 二十人以内 |

2～4 （略）

（会長）

第九条 国土審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、国土審議会を代表する。

3 国土審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

（特別委員）

第十条 特別の事項を調査審議させるため、国土審議会に特別委員を置くことができる。

2～4 （略）

2. 国土審議会令（平成12年6月7日政令第298号） 抜粋

（専門委員）

第一条 国土審議会（以下「審議会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2～4 （略）

（議事）

第五条 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 （略）

（庶務）

第六条 審議会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において総括し、及び処理する。（以下略）

（雑則）

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。